

新旧対照表

【外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
別紙第 7				別紙第 7			
減免税条項等符号表				減免税条項等符号表			
(定率法の部)				(定率法の部)			
符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考	符号	適用条項	減免税等適用物品（概要）	備考
(省略)				(同左)			
12023	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 10 号	〃（自動車の部分品に使用する イグナイター）		(新設)	(新設)	(新設)	
12009	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 11 号	〃（真空管等製造用ニッケル の粉等）		(同左)	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 10 号	(同左)	
12010	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 12 号	〃（真空管等製造用ニッケル の板等）		(同左)	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 11 号	(同左)	
12011	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 13 号	〃（大型コンテナ用アルミニ ウム板等）		(同左)	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 12 号	(同左)	
12012	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 14 号	〃（電解精製用鉛の塊）		(同左)	法第 20 条の 2 第 1 項 令第 57 条第 13 号	(同左)	